

■伊賀市地域生活支援拠点整備について

令和2年4月1日施行

概要

地域の事業者にも機能を分担して面的な支援を行う体制の整備を行う。地域の実情を踏まえ、緊急時の受入れ・対応について優先的に整備を行う。

【拠点事業登録】

事業所については運営規定に拠点等の機能を担うことを規定したうえで、伊賀市障がい福祉課に事業所登録申請を行う。

【利用対象者】

障害者・児サービス利用対象者と同様。ただし、伊賀市に住所を有する者に限る。

【費用】

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(厚生労働省告示第523号)に準ずる。

各機能の具体的な内容

【相談】

相談体制については、通常、これまでと同様、地域の計画相談事業所や伊賀市障がい者相談支援センターが対応を行う。緊急対応等の必要がある場合は基幹相談支援センターが中心となりコーディネートを行う。

夜間・休日については既存の市役所宿日直で受け付け後、関係所属長に連絡を行い従来どおりの対応。

緊急対応については、今後、地域移行支援事業及び特定相談支援事業に障害福祉サービス等の報酬(拠点登録加算等)があるため地域事業所へ移行することも検討。

【緊急時の受入れ】

緊急時の受入れについては、原則、事前登録制とし、利用者の情報を事前に収集。登録事務については伊賀市障がい者相談支援センターが担う。

登録者には事前に体験利用等を行うことで、緊急時のリスクの軽減を図る。

受入れ先については、市及び近隣市町に短期入所及び介護短期入所事業所の共生型サービスを拠点事業所として登録をしてもらい活用する。

緊急受入れの利用日数は7日を限度とする。

【体験の機会】

障害福祉サービス未利用者に対し、既存の地域にある短期入所、グループホームや日中活動系サービスを活用し体験の機会を推進する。

登録法人	相談	緊急受入	体験利用	登録日
社会福祉法人三重県厚生事業団	1	5		R2.4.1
社会福祉法人伊賀市社会事業協会		1	1	R2.6.1
社会福祉法人維雅幸育会		1	5	R2.7.1